

厚岸町の保管するアイヌ遺骨の取扱方針

令和 5 年 4 月 21 日

厚岸町教育委員会教育長

1 基本的方針

厚岸町海事記念館においては、現在、埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査により当町から出土したアイヌ遺骨を保管している。

発掘・発見された出土地域が明らかである当該アイヌ遺骨（以下「出土地域特定遺骨」という。）については、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国際連合総会第 61 会期平成 19 年 9 月 13 日採択（国連文書 A/RES/61/295 附属文書））の関連条項を参照しつつ、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成 25 年 6 月 14 日アイヌ政策推進会議政策推進作業部会報告）、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」（平成 30 年 12 月閣副第 831 号、30 文科振第 336 号、国北総第 91 号。以下「地域返還ガイドライン」という。）、「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（令和 4 年 7 月 15 日（4 文庁第 1600 号））を考慮し、また、アイヌの精神文化、アイヌの人々の心情等を踏まえて、アイヌの人々にアイヌ遺骨を返還すること及びアイヌの人々による尊厳ある慰霊を実現することを基本的な考え方とする。

なお、今後厚岸町内で発掘調査により発見されるアイヌ遺骨の取扱方針については、本取扱方針に準じて定めることとする。

2 情報の周知

厚岸町海事記念館の保管するアイヌ遺骨の情報については、アイヌの人々のプライバシー、心情等を尊重しつつ、厚岸町海事記念館のホームページにおいて 1 か月間公表する。

3 地域への返還手続について

上記 2 の情報の周知を行った後、地域返還ガイドラインを考慮して、出土地域に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体（「出土地域アイヌ関係団体」）に出土地域特定遺骨等を地域返還するための手続は、以下によることとする。

（1）地域返還の申請方法

ア 出土地域特定遺骨の地域返還を希望する者は、別記様式 1 により、厚岸町海事記念館に申請するものとする。

イ 出土地域特定遺骨の地域返還の申請を受け付ける期間は、上記 2 の情報の周知の期

間とする。

(2) 出土地域アイヌ関係団体の確認

ア 厚岸町海事記念館は、上記(1)の申請を受理後、出土地域特定遺骨に関する情報及び申請者から提出のあった書面等を総合的に勘案して、申請者が当該出土地域特定遺骨の返還の対象として適切な出土地域アイヌ関係団体であるかを確認する。

イ 上記アの確認前に、同一の出土地域特定遺骨に対して複数の団体から申請があった場合、必要に応じて申請者間での協議を求め、その結果を勘案して、地域返還対象団体として適切な者であるか確認するものとする。

ウ 上記ア又はイにおいて、適切な者であると確認できた場合には、地域返還の申請があった旨を厚岸町海事記念館のホームページで周知し、当該申請に対する反対意見等を別記様式2により受け付ける。

エ 上記ウの反対意見等を受け付ける期間は上記ウの周知より1か月とする。

オ 厚岸町海事記念館は、反対意見等があった場合には、申請者に、反対意見等があった旨を通知するとともに、反対意見等の内容に照らして必要があると認める場合には、申請者及び反対意見等を提出した者(以下「申請者等」という。)に対し、当事者間における話し合い及びその結果の報告を求めるものとする。

カ 厚岸町海事記念館は、申請者が適切な者であるとの確認ができなかった場合及び上記オの話し合いの結果等を勘案しても、地域返還対象団体を確認できなかった場合には、その旨を申請者等に通知するものとする。

(3) 地域返還の実施について

ア 厚岸町海事記念館は、上記(2)の手続により、地域返還対象団体を特定した場合には、当該団体にその旨を通知するとともに、当該団体と協議の上、当該遺骨の地域返還について、引渡日時、場所、方法等を決定することとする。

イ 地域返還対象団体との上記アの決定に関する合意は、書面をもって行うこととする。

ウ 厚岸町海事記念館は、上記イの合意内容に基づき、地域返還対象団体に、当該出土地域特定遺骨の地域返還を行うこととする。

なお、出土地域特定遺骨の地域返還を行うにあたっては、尊厳をもって扱うよう十分配慮する。

エ 当該出土地域特定遺骨の地域返還に係る搬送に際し発生する費用については、厚岸町海事記念館と当該団体との間で協議することとし、原則として、厚岸町海事記念館が負担することとする。

(4) 返還申請がなかった場合

次のいずれかに該当する出土地域特定遺骨は、国と協議の上、国が北海道白老郡白

老町に整備する民族共生象徴空間（ウポポイ）を構成するアイヌ遺骨等の慰霊及び管理のための施設（以下「慰霊施設」という。）において保管する。

ア 情報の周知から1か月間地域返還の申請がなかった場合

イ 出土地域特定遺骨の地域返還の申請があったものの、適切な出土地域アイヌ関係であると確認できなかった場合